

府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を
招く行為の防止に関する規程
策定手引書

2006年3月

内閣官房情報セキュリティセンター

改訂履歴

| 改訂日 | 改訂理由 |
|-----------|--------------|
| 2006/3/31 | 初版 |
| 2006/4/21 | 各府省庁意見に基づく修正 |
| | |

1 本書の目的

本書は、行政事務従事者等が行政事務を遂行する中で、府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招くような行為を防止するための規定（以下「府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する規程」という。）を統括情報セキュリティ責任者が整備するための手引書である。

府省庁においては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（2005年12月版（全体版初版）」（NISD-K303-052、以下「政府機関統一基準」という。）に基づく省庁基準及び関係する規定を整備することが求められている。「府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する規程」は、これらの1つとして策定するものである。

府省庁は、府省庁内の情報セキュリティ水準の低下を招くような行為を防止するだけでなく、府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招くような行為をすべきでないことは当然である。また、府省庁外のセキュリティ水準を低下させることは、府省庁を取り巻く情報セキュリティ環境を悪化させ、ひいては府省庁自身の情報セキュリティ対策を行い難くすることにもなる。そのため、府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するための措置を講ずることが、行政事務従事者等に求められる。

本書は、これらの背景の下で、「府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する規程」に含めるべき事項を具体的に示し、もって政府機関統一基準及び省庁基準への準拠性、業務への適合性等において適切な規定の整備に資することを目的とする。

2 実施手順に記載すべき事項

「府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する規程」には、以下の事項を具体化させて記載すること。

2.1 政府機関統一基準（NISD-K303-052）に定める「府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する規程」に係る遵守事項

6.3.1 府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止
(1) 措置の整備

6.3.1 府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止
(2) 措置の遵守

2.2 セキュリティ確保に係るその他の留意事項

2.1 に示す遵守事項のほか、セキュリティ確保に係る留意事項として、以下の項目を考慮すべきである。

なし

3 文書構成例

「府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する規程」は、情報セキュリティ対策の観点以外の要素も含む一般的な利用手順書とすべきである。そのため、行政事務従事者の行為に着目した構成が有効である。文書構成の例を以下に示す。

1 本規程の目的

2 本規程の対象者

2.1 対象者

3 府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止

3.1 措置の整備

3.2 措置の実施

付録：府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するための措置の例示

4 策定する上での留意事項

「府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する規程」は、以下のことに留意して策定する。

- (1) 対象となる利用者の利便性を考慮して、府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するための措置が記述された規定を、既存の実施手順から独立した1つの文書として作成するのではなく、当該措置を既存の実施手順等の規定として盛り込み、利用者が複数の文書を参照しなくて済む構成にすると良い。
- (2) 実施手順書等の規定として盛り込む場合、省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するための措置として、情報システムに関する事項と情報に関する事項とが考えられる。情報システムに関する事項は情報システムセキュリティ責任者に、情報に関する事項は課室情報セキュリティ責任者に、必要な規定の検討及び実施手順書等への規定の追加を分担すると良い。
- (3) 府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するための措置については、インターネット、PC、ソフトウェア等に関する環境又は技術の変化、安全に関する利用者の意識の変化等によって変わるため、例示として付録に記載すると良い。
- (4) 府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するための措置は、各府省庁で共通する場合が多いため、新たに例示すべき措置の必要性を認識した場合には、内閣官房情報セキュリティセンターに例示の追加について連絡することが望ましい。なお、内閣官房情報セキュリティセンターは、当該連絡を受けた場合はもちろんのこと、当該センターにおいて新たな例示の必要性を認識した場合には、各府省庁で認識の統一を図るため、適宜の措置を行う。

- (5) マニュアルに記述する文章は、可能な限り想定する読み手を主語として記述する。例えば、「統括情報セキュリティ責任者」、「情報システムセキュリティ責任者」、「課室情報セキュリティ責任者」を主語として書き分ける。

5 参考資料

「府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する規程」の策定に際しては、以下のような資料が参考となる。

5.1 政府及び政府関係機関の資料

なし

5.2 政府・政府関係機関以外の資料

なし

6 雛形の利用方法

別紙1の雛形を参考にして、「府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する規程」を策定すると効率的である。別紙1の雛形は、前記2の実施手順に記載すべき事項を、前記3の文書構成例の枠組みの中に記載したものである。

6.1 雛形において想定する前提

本雛形は、以下を前提として記述している。そのため、以下と異なる場合には、適宜、修正、追加又は削除する必要がある。

- 府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するための措置を記述した規定を既存の実施手順から独立した1つの文書として作成するのではなく、当該措置を既存の実施手順等の規定として盛り込む構成である。
- 実施手順書等の規定として盛り込む方法として、情報システムに関する事項については情報システムセキュリティ責任者を担当、情報に関する事項については課室情報セキュリティ責任者を担当として、必要な規定を検討し、実施手順書等の規定として盛り込む構成である。

6.2 手直しポイント

「府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する規程」を策定するに当たり、以下の点について手直しをする必要がある。

- (1) 付録1に記載している、「府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するための措置例」について、新たに例示すべき措置の必要性を認識した場合には、適宜追加する。
- (2) 府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するための措置を記述した規定を既存の実施手順から独立した1つの文書として作成する場合には、各

規定の主語を明確にすることで措置を講ずべき主体を特定するとともに、講ずべき措置の具体的な内容を記述する。

- (3) 雛形において[・・・]形式で示す設定値（役割等）については、各府省庁内の定めに合わせる。
- (4) 既存のガイドライン等との整合性を考慮し、適切に分割、統合、相互参照する。